

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	戸籍事務費	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	鈴木 誠司	内線	2353
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	戸籍事務費(11-42-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠法令等	法の適用に関する通則法、国籍法、民法、戸籍法・同施行規則、地方自治法、墓地埋葬等に関する法律、住民基本台帳法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	<p>日本国民について、その親族的な身分関係を登録し公証する。 また、日本国内に所在する外国人においても、その身分関係に関する事実について戸籍法を適用し公証する。</p> <p>なお、戸籍と住民票の記載を一致させる目的のため、住民基本台帳法に基づいて戸籍の附票についても併せて整備する。</p>				
対象者等	<p>(1)根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2)戸籍の謄抄本等の請求者</p>				
内容	<p>国の法定受託事務 (1)届出受理・受附帳及び戸籍記載関係事務 (2)人口動態調査事務・相続税法58条通知事務 (3)諸証明交付事務 (4)附票処理事務 (5)民刑・身上照会事務 (6)その他の許可事務（火葬・死胎火葬・改葬）</p>				
経過	<p>昭和51年12月1日 閲覧制度廃止 昭和61年4月1日 ファクシミリを利用した区民事務所での戸籍謄抄本の発行開始 平成4年12月1日 ファクシミリを利用した区民事務所での戸籍の附票の発行開始 平成7年4月1日 戸籍タイプ浄書業務委託の実施 平成12年3月22日 地方分権により「機関委任事務」から「法定受託事務」に変更 成年後見制度新設 平成16年3月22日 届出（婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・養子離縁届）について、届出人等の本人確認実施 平成16年4月1日 電子情報処理組織による届出又は申請等の特例に関する規定の新設 平成16年7月1日 荒川区ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱制定（附票の写しに関する支援） 平成16年7月16日 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行 平成16年9月27日 氏又は名の記載に用いる文字の取扱いについて、戸籍法施行規則の一部を改正 平成16年11月1日 嫡出でない子の戸籍における父母との続柄欄の記載について、戸籍法施行規則の一部を改正 平成17年10月6日 戸籍の公開制度を現行よりも制限する方向性と、戸籍の届出の際の本人確認の実施について、戸籍法の見直しが法制審議会に諮問された。 平成19年4月27日 戸籍法の一部改正が可決される 平成19年5月11日 公布（公布後1年6ヶ月を超えない範囲で施行） 平成20年5月1日 戸籍法の一部改正が施行</p>				
必要性	法定受託事務のため区が行う必要がある。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 人材派遣による戸籍タイプ浄書業務（2名） 平成19年度 8,704,511円（日本複写工業㈱）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	20,527	20,904	18,001	17,466	18,177	15,586	11,128	
決算額（20年度は見込み）	19,804	20,214	16,938	15,623	14,651	13,608		
人件費				217,453	202,214	223,620		
【事務分担量】（%）				2,740	2,656	2,840		
合計（+）	19,804	20,214	16,938	233,076	216,865	237,228	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	175	170	170	170	170	175	169	
その他（特定財源）	29,857	29,342	29,572	30,754	29,927	30,575	29,505	
一般財源	-10,228	-9,298	-12,804	202,152	186,768	206,478	-29,674	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	届出事件数	12,382	12,243	12,277	12,139	12,029	14,119	
	戸籍処理事件数	3,884	3,772	3,821	3,891	3,869	4,181	
	諸証明件数	85,560	86,149	85,658	87,296	87,035	90,575	
	本籍数	95,728	95,778	95,710	95,614	95,584	95,452	
	本籍人口数	303,457	301,701	300,529	300,228	300,133	221,896	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般賃金	繁忙期に伴う臨時職員賃金	0	繁忙期に伴う臨時職員賃金	0		
	食糧費	東京法務局戸籍事務現地指導賄い	1	東京法務局戸籍事務現地指導賄い	1	東京法務局戸籍事務現地指導賄い	1
	一般需用費	図書購入・雑誌購読	2,401	図書購入・雑誌購読	1,668	図書購入・雑誌購読	1,797
	役務費	戸籍タイプ浄書業務人材派遣	9,016	戸籍タイプ浄書業務人材派遣	9,080	戸籍タイプ浄書業務人材派遣	4,883
	委託料	戸籍簿電動回転保管庫保守	646	戸籍簿電動回転保管庫保守	547	戸籍簿電動回転保管庫保守	571
	使用料及び賃借料	戸籍簿電動回転保管庫使用料	2,310	戸籍簿電動回転保管庫使用料	2,099	戸籍簿電動回転保管庫使用料	3,811
	備品購入費	相談室用テーブル	211	電動穿孔機	148		
	負担金補助及び交付金	東京戸籍事務協議会分担金	70	東京戸籍事務協議会分担金	65	東京戸籍事務協議会分担金	65

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
		標	戸籍届出処理数	3,891	3,869	4,181	
	戸籍謄本等交付件数	87,296	87,035	90,575			
	証明書の発行に要する時間 (窓口発行分)	12分	12分	10分	10分	5分	過去に遡る戸籍、受理証明書等の複雑な証明書を含めた平均値 20年10月に除籍・改製原戸籍システムが稼動することにより大幅に短縮される。

(問題点・課題) 指標分析	<p>平成20年5月1日に戸籍に記載された個人情報の保護及び戸籍の真実性の担保を目的とし、戸籍法の一部を改正する法律が施行された。区においても、不正な手段による戸籍謄本等の請求及び戸籍の届出を防止するため、請求者の資格・請求事由等について、適正かつ厳格に本人確認や書類審査を行う必要がある。</p>
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>厳格な本人確認や書類審査を行いながらも、迅速なサービスが提供できるよう事務処理方法の見直し等について検討していく。</p>	<p>確実な個人情報保護と、正確かつ迅速な事務処理により、区民に安定したサービスを提供する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務のため区が行う必要がある。

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	住民基本台帳事務費（一般分）	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	三津山 京子	内線	2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	住民基本台帳事務費（一般分）（11-56-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠法令等	住民基本台帳法・同施行規則、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	住民の居住関係を公証し、選挙人名簿の登録その他の行政事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図る。 これにより、住民に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の利便を増進するとともに、行政事務の合理化に資する。				
対象者等	区民等（外国人除く）				
内容	(1) 転入、転出、転居、世帯変更の届出の受理 (2) 上記(1)の異動届出に伴う本籍地・前住所地への通知 (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書等の交付 (4) 公的個人認証サービスの申請・届出の受付、電子証明書の発行				
経過	昭和42年11月10日 住民基本台帳法施行 昭和58年4月1日 オンライン・データベース・漢字処理による住民票情報システム稼働 昭和60年4月1日 出張所とのオンライン化による住民票発行開始 昭和61年6月1日 住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳の閲覧制限・住民票の写しの交付において省略できる事項に続柄及び戸籍の表示を追加 平成14年8月5日 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民票コード付番、行政機関等に対して本人確認情報の提供開始） 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム本稼働（住民票の写しの広域交付、転入手続の特例処理、転入通知情報の送信等） 平成16年1月29日 公的個人認証サービスの開始 平成16年3月22日 荒川区住民基本台帳事務における本人確認等に関する事務取扱要綱及び要領を制定。 届出、請求時における本人確認を厳格化 平成16年7月1日 荒川区ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護に関する住民基本台帳事務取扱要綱及び要領を制定。住民基本台帳の閲覧・住民票の写しの交付 平成17年4月1日 電子申請サービスの開始（住民票の写し、記載事項証明書） 平成17年12月1日 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱を制定 平成18年11月1日 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の一部を改正 平成20年5月1日 住民基本台帳法の改正により、本人確認が法制化				
必要性	法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠なものである。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・住民記録事務嘱託員報酬（2名）4,184,508円 ・臨時職員賃金240,240円（2・3月） ・人材派遣によるフロアマネージャー等業務（2名）5,966,729円（ヒューマンリソシア株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,559	4,516	7,261	8,853	10,745	17,218	16,728	
決算額（20年度は見込み）	2,930	4,132	6,842	8,004	10,304	13,829		
人件費				59,613	61,314	51,116		
【事務分担当】（%）				764	790	670		
合計（+）	2,930	4,132	6,842	67,617	71,618	64,945	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	415	387	353	353	355	357	356	
その他（特定財源）	23,935	24,326	22,716	22,528	19,615	19,354	19,451	
一般財源	-21,420	-20,581	-16,227	44,736	51,648	45,234	-19,807	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	世帯数	83,274	84,535	85,922	87,118	89,019	91,130	
	人口	175,136	175,763	177,216	177,846	180,018	182,779	
	住民票交付件数	131,751	133,258	127,610	124,506	124,436	125,165	
	転入・転出・転居処理件数	19,895	19,346	19,474	19,728	20,794	20,827	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	住民記録事務嘱託員（3名）	6,183	住民記録事務嘱託員（2名）	4,185	住民記録事務嘱託員（2名）	4,244
	共済費	住民記録事務嘱託員共済費	720	住民記録事務嘱託員共済費	499	住民記録事務嘱託員共済費	490
	一般賃金	繁忙期に伴う臨時職員賃金	719	繁忙期に伴う臨時職員賃金	240	繁忙期に伴う臨時職員賃金	404
	一般需用費	住民票改ざん防止用紙	2,149	住民票改ざん防止用紙	2,101	住民票改ざん防止用紙	2,485
	役務費	本人確認通知用郵券	318	フロアマネージャー等人材派遣	6,585	フロアマネージャー等人材派遣	8,333
	委託料	公的個人認証端末機保守委託	219	公的個人認証端末機保守委託	218	公的個人認証端末機保守委託	455
	使用料及び賃借料					電子複合機使用料	317

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	住民票の写しの交付件数	124,506	124,436	125,165			
	転入・転出・転居処理件数	19,728	20,794	20,827			

(問題点・課題分析)	平成20年5月1日に住民基本台帳法が改正され、証明書の交付申請等の際の本人確認が法制化された。区においても、不正な手段による請求を防止するため、請求者の資格・請求事由等について、適正かつ厳格に本人確認や書類審査を行う必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
厳格な本人確認や書類審査を行いながらも、迅速なサービスが提供できるよう事務処理方法の見直し等について検討していく。	確実な個人情報保護と、正確かつ迅速な事務処理により、区民に安定したサービスを提供する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠なものである。

(状況)	<table border="1" style="width: 100%; height: 50px;"> <tr> <td style="width: 5%; writing-mode: vertical-rl;">議会議案要旨</td> <td> </td> </tr> </table>	議会議案要旨	
議会議案要旨			

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	印鑑登録事務費		部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	篠原 啓輔	内線	2362	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	印鑑登録事務費(11-70-50-01)						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠法令等	荒川区印鑑条例・同施行規則		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために					
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]					
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]					
目的	<p>権利義務関係の証書に印鑑を押印するわが国の慣習を踏まえ、区民からの申請に基づき印鑑を登録し、登録した印鑑の印影であることを公証することを目的とする。</p> <p>これにより、不動産の売買、登記、自動車の売買・登録、公正証書の作成等重要な権利義務の発生、変更を伴う行為において、当該印鑑を押印してある文書の真正性を担保し、取引の安全に資する。</p>						
対象者等	住民基本台帳に記載されている区民及び外国人登録法により登録されている区民（15歳未満の者・成年被後見人を除く）						
内容	<p>(1) 印鑑登録申請の受付</p> <p>(2) 印鑑登録原票の作成</p> <p>(3) 印鑑登録申請者あて照会書の送付、保証人による印鑑登録時のお知らせの送付</p> <p>(4) 印鑑登録証の交付</p> <p>(5) 印鑑登録証明書の交付</p>						
経過	<p>昭和50年10月1日 印鑑登録証明書の発行を直接証明方式から間接証明方式に変更</p> <p>昭和60年4月1日 出張所とのオンライン化による印鑑登録・証明書の交付開始 日本人のみ</p> <p>平成8年11月5日 印鑑登録証明書自動交付システム稼働（6台） 日本人のみ</p> <p>平成10年4月1日 自動交付機2台増設（宮地ひろば館、東尾久ひろば館）</p> <p>平成10年12月1日 区民事務所でのファクシミリによる外国人印鑑登録証明書交付開始</p> <p>平成14年5月7日 自動交付機の機種変更 宮地ひろば館から巣鴨信用金庫西日暮里支店へ自動交付機移設</p> <p>平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始</p> <p>平成16年7月1日 荒川区印鑑条例の改正により印鑑登録申請時の本人確認を厳格化</p>						
必要性	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>自動交付機設置台数 全8台</p> <p>（本庁・南千住西部区民事務所・町屋区民事務所・尾久区民事務所・日暮里区民事務所・東尾久ひろば館・ムーブ町屋・巣鴨信用金庫西日暮里支店 各1台）</p>						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,739	1,990	2,422	2,324	2,213	2,265	1,897	
決算額（20年度は見込み）	1,334	1,377	2,089	1,869	1,683	1,800		
人件費				54,051	52,108	45,321		
【事務分担量】（%）				685	675	595		
合計（+）	1,334	1,377	2,089	55,920	53,791	47,121	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	10,689	9,901	9,637	9,728	9,662	9,616	9,641	
一般財源	-9,355	-8,524	-7,548	46,192	44,129	37,505	-9,641	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	印鑑登録者数	117,690	118,703	119,761	107,921	108,801	109,891	
	（別掲）外国人	3,615	3,670	3,734	3,770	3,815	3,950	
	印鑑証明交付件数	86,571	82,268	79,109	81,078	76,169	73,475	
	（別掲）外国人	5,433	4,707	4,623	4,538	4,598	4,703	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	改ざん防止用紙	904	あらかわ区民カード兼印鑑登録証	918	あらかわ区民カード兼印鑑登録証	1,172
	役務費	印鑑登録照会用郵券	578	印鑑登録照会用郵券	580	印鑑登録照会用郵券	725
	委託料	ファクシミリ保守委託	184	ファクシミリ保守委託	236		
	使用料及び賃借料	電子複写機・ファクシミリ使用料	19	電子複写機・ファクシミリ使用料	66		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	印鑑登録者数	107,921	108,801	109,891			
	自動交付機の利用が可能な登録証の割合	47.78%	50.27%	52.67%	55.31%	60.00%	
	印鑑証明書交付件数	81,078	76,169	73,475			

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録が重要な契約等に利用されるものであることを踏まえ、印鑑登録申請時の本人確認をより厳格に行うとともに、登録印及び印鑑登録証の適切な取扱いについて周知していく必要がある。 ・旧印鑑登録証から現在の印鑑登録証への切替を促すことにより、自動交付機の利用促進を図る必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	印鑑登録の申請時に顔写真付の公的身分証明書を持っていない申請者について、写真付の住基カードを勧める。	本人確認証明としての住基カードの普及および、自動交付機の利用促進につながる。
	本人の印鑑証明書を取りにきた旧印鑑登録証保持者について、本人確認書類で顔写真付の公的身分証明書を携帯していたら、登録証の切替え、暗証番号の登録を勧める。	旧印鑑登録証から現在の印鑑登録証への切替により、閉庁時でも自動交付機を利用することによって印鑑証明書を取得することができる。
	虚偽の届出を防ぐため、より厳格な本人確認を行う。疑義のある場合には、住民登録も含めて調査を行う。	虚偽の届出を防止することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	外国人登録事務費	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	宮子 朝子	内線	2367
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	外国人登録事務費(11-84-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22年度	根拠法令等	外国人登録法・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	日本（荒川区）に在留する外国人の登録を実施することによって、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、これにより得られた資料・情報を、出入国管理行政を始めとする各種の行政（教育・福祉・徴税等）に役立たせ、外国人の公正な管理に資することを目的としている。				
対象者等	(1)日本（荒川区）に在留する外国人 【対象外】...90日以内に出国、仮上陸、寄港地上陸、外交、公用、合衆国軍隊等 (2)日本で外国人となった人【出生、日本国籍喪失（外国国籍取得等）】				
内容	<国の法定受託事務> (1)登録事務 登録の対象者・登録の時期 ア 日本に在留する外国人（外交官等一部の者を除く）...上陸の日から90日以内 イ 日本で外国人となった人（出生等）...その日から60日以内 上記の申請に伴う外国人登録証明書の交付 外国人登録原票の作成等 (2)外国人登録原票記載事項証明書及び外国人登録原票写し交付事務 (3)特別永住許可申請受付事務 (4)出国・死亡等による外国人登録原票の閉鎖事務				
経過	昭和22年5月2日 外国人登録令 昭和27年4月28日 外国人登録法「指紋制度」採用 平成4年6月1日 同法改正「永住者・特別永住者指紋廃止」 平成10年12月1日 区民事務所でのファクシミリによる外国人登録済証明書交付開始 平成12年4月1日 外国人登録法改正「指紋全廃」等施行 平成14年6月1日 荒川区中央電算計算システム再構築により、外国人登録原票記載事項証明書及び印鑑登録証明書が各区民事務所の端末機により直接交付が可能となる（外国人原票等の内容確認を要する場合は、ファクシミリで現在も対応している。）				
必要性	法定受託事務のため、区が行う必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・外国人登録事務嘱託員報酬（2名） 4,957,800円 ・人材派遣によるフロアマネージャー等業務（1名） 3,295,074円（ヒューマンリソシア株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,338	2,018	2,558	3,046	4,617	10,475	10,536	
決算額（20年度は見込み）	1,190	1,881	2,178	2,581	3,879	9,643		
人件費				48,926	41,672	48,554		
【事務分担当量】（%）				640	560	640		
合計（+）	1,190	1,881	2,178	51,507	45,551	58,197	0	
国（特定財源）	25,065	27,211	27,343	24,171	24,845	28,638	28,155	
都（特定財源）								
その他（特定財源）	3,078	3,215	3,337	3,240	3,401	3,525	3,326	
一般財源	-26,953	-28,545	-28,502	24,096	17,305	26,034	-31,481	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
登録者数	12,542	13,164	13,178	13,645	13,984	14,937		
新規登録者数	1,791	1,928	1,566	1,896	1,922	2,148		
切替手続者数	2,032	1,683	1,790	831	985	1,783		
変更登録者数	14,133	15,385	13,044	12,431	14,226	16,359		
登録原票記載事項証明書交付件数	11,980	12,765	13,454	13,459	14,326	15,130		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	外国人登録事務嘱託員	2,477	外国人登録事務嘱託員（2名）	4,958	外国人登録事務嘱託員（2名）	4,983
	共済費	外国人登録事務嘱託員共済費	288	外国人登録事務嘱託員共済費	585	外国人登録事務嘱託員共済費	577
	特別旅費	外国人登録事務嘱託員旅費	2	外国人登録事務嘱託員旅費	1	外国人登録事務嘱託員旅費	6
	一般需用費	事務用消耗品	273	印鑑登録カード	259	印鑑登録カード	353
	役務費	原票送付郵便料	453	フロアマネージャー等人材派遣	3,803	フロアマネージャー等人材派遣	4,579
	委託料	外国人登録データ入力業務委託	354				
	負担金補助及び交付金	東京都外国人登録事務協議会分担金	37	東京都外国人登録事務協議会分担金	36	東京都外国人登録事務協議会分担金	38

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	外国人登録者数	13,645	13,984	14,937			
	登録原票記載事項証明書交付件数	13,459	14,326	15,130			
	外国人の区民事務所利用度	10.19%	9.48%	9.93%	10.43%	12.00%	区民事務所での証明書交付数/ 全交付数

（指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度より外国人登録原票記載事項証明書及び印鑑登録証明書の自動交付化を実施する予定であったが交付機の設置場所、在留資格の対象範囲及び費用対効果等の諸問題があり、19年6月現在、協議調整中。 ・入国外国人登録数の急増及び国籍の多国化による事務の複雑化への対応のため、18年度より中国語、19年度よりハンブルグのできる非常勤職員を配置した。英語のできる職員の配置の要望も多いことから、的確な窓口サービスの提供のため配置を検討する。 ・入国外国人の行政需要等の増加に伴う、対外的機関（郵便局、金融機関、生命保険会社等）職員の外国人登録制度の認識不足による事務取扱の弊害。（住基台法・戸籍法と外登法制度の趣旨内容の相違による：住基では、生活の本拠地であるが、外登法では、一時滞在地でも登録可能、職権消除の有無、外登法家族登録制度の意義などの相違点が多数あり） ・現在、国では、外国人登録制度の見直しを行っている。新制度では外国人登録制度を廃止し、日本人の住民基本台帳に相当する外国人台帳を導入する構想が打ち出されている。適法に在留する外国人に適正な行政サービスを提供できるよう関係各課と調整を図る必要がある。
他区の実施状況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	自動交付機による証明書の発行について、協議調整していく。	利便性の高いサービスが提供できる。
	的確なサービスを提供できるように、中国、ハンブルグ、英語等の簡単な会話ができる職員を養成、または非常勤職員を配置する等、検討していく。	来庁者の目的に応じた的確なサービスが提供できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定受託事務のため、区が行う必要がある。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自動交付機運営	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	篠原 啓輔	内線	2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	自動交付機運営（11-75-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠法令等	証明書自動交付機の利用に関する規則、荒川区印鑑条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	証明書自動交付機により、開庁時間内のほか、閉庁している平日の夜間や土曜日、日曜日、祝日においても住民票の写し及び印鑑登録証明書を発行することにより、区民サービスの向上と事務の効率化を図ることを目的とする。				
対象者等	住民基本台帳に記載されている区民（15歳未満の者及び成年被後見人を除く）				
内容	(1)利用者識別カードの発行 あらかわ区民カード（平成4年7月～/住民票用/手数料無料） あらかわ区民カード兼印鑑登録証（平成8年11月～/住民票・印鑑証明書用/手数料50円） 住民基本台帳カード（平成16年6月～/住民票・印鑑証明書用/カード発行手数料500円） (2)住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行 上記～の利用者識別カード及び4桁の暗証番号の入力により、自動交付機で住民票及び印鑑証明 自動交付機設置台数 8台 （本庁、南千住西部・町屋・尾久・日暮里区民事務所、東尾久ひろば館、ムーブ町屋、巣鴨信用金 利用時間 全日...午前8時30分から午後8時まで （ 巣鴨信金 土・日・祝日は午前8時30分から午後5時まで） （ ムーブ町屋 全日午前9時から） 手数料 住民票及び印鑑証明書いずれも1通300円				
経過	平成4年9月1日 週休2日制の実施に伴い、住民票自動交付システム稼働 平成7年 印鑑登録証明書の自動交付実施のため、印影データ再セットアップ（自動交付機の印刷機器がレザ-プリンタのため、印影データをFAX形式からOCR形式に変更） 新印鑑システムの導入 平成10年12月1日 印鑑登録証明書自動交付システム稼働 日本人のみ 平成14年5月7日 自動交付機の機種変更 宮地ひろば館から巣鴨信用金庫西日暮里支店へ自動交付機移設 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始 平成18年4月1日 自動交付機の利用時間を延長 平成19年11月16日 耐用年数の経過に伴い、自動交付機8台の入れ替え作業実施				
必要性	平日・昼間に来庁できない区民のために行っているものであり、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・区民事務所自動交付機機械警備委託（セコム株） 平成19年度契約額 1,449,000円 ・ムーブ町屋・巣鴨信用金庫自動交付機機械警備委託（総合警備保障株） 平成19年度契約額 ムーブ・238,140円 巣鴨・327,600円				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	9,548	7,083	5,817	4,581	3,625	3,756	2,780	
決算額（20年度は見込み）	9,332	5,970	3,609	3,166	2,832	2,684		
人件費				13,405	11,341	13,054		
【事務分担量】（%）				170	140	160		
合計（+）	9,332	5,970	3,609	16,571	14,173	15,738	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源） 交付機8台の歳入	12,925	11,967	11,966	13,009	12,579	12,786		
一般財源	-3,593	-5,997	-8,357	3,562	1,594	2,952	0	
実績の推移	事項名							
住民票総発行数	128,770	118,746	112,313	110,041	107,704	105,151		
うち交付機発行数	16,113	14,639	14,325	15,234	15,431	16,046		
利用割合（%）	12.5%	12.3%	12.8%	13.8%	14.3%	15.3%		
印鑑証明書総発行数	86,571	82,268	79,109	81,078	76,169	73,475		
うち交付機発行数	26,971	25,254	25,564	28,130	26,502	26,573		
利用割合（%）	31.2%	30.7%	32.3%	34.7%	34.8%	36.2%		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	防犯カメラフィルムカセット	268	自動交付機用トナー	237	自動交付機用トナー	715
	役務費			利用促進通知用郵送料	0		
	委託料	区民事務所自動交付機機械警備委託	2,514	区民事務所自動交付機機械警備委託	2,397	区民事務所自動交付機機械警備委託	2,015
	使用料及び賃借料	巢鴨信用金庫ATMコーナー賃借料	50	巢鴨信用金庫ATMコーナー賃借料	50	巢鴨信用金庫ATMコーナー賃借料	50

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
	自動交付機利用率（住民票）	17.87%	17.79%	18.17%	18.35%	19.00%	交付機発行数 / （総発行枚数 - 郵送請求分）【有料分】
	自動交付機利用率（印鑑証明書）	34.69%	34.79%	36.17%	37.62%	40.00%	交付機発行数 / 総発行枚数
	自動交付機による1枚あたりの経費（住民票・印鑑証明書）	782	801	432			開発費 + 運営費 / 総発行枚数

（問題点・課題）
 ・自動交付機の利用者を拡大するため、自動交付機の利便性をPRするとともに、自動交付機を利用できないカード（プラスチック製の印鑑登録証、暗証番号を登録していないあらかわ区民カード兼印鑑登録証）所持者に対して、自動交付機が利用できるカードへの切り替え方法等のPRをする必要がある。
 ・南千住、日暮里地区の人口増に対応して、利便性向上の観点及び南千住地区区民事務所の統廃合から自動交付機の再配置等を検討中で、2台増設する予定。（新区民事務所及び東部区民事務所、22年度稼働予定）

（他区の実施状況）
 （実施 12 区 未実施 10 区）
 <自動交付機設置区・11区>
 中央（H5.1～住民票、H9.1～印鑑） 文京（H15.10～住民票・印鑑） 台東（H4.1～住民票、H7.7～印鑑）
 江東（H16.12～住民票・印鑑、H17.6～税証明） 世田谷（H16.11～住民票・印鑑・税証明）
 渋谷（H16.2～住民票・印鑑） 杉並（H13.4～住民票・印鑑） 豊島（H12.4～住民票・印鑑）
 板橋（H17.4～住民票・印鑑・外国人記載事項証明） 江戸川（H15.12～住民票・印鑑）
 港（H17.9～住民票・印鑑・戸籍） 練馬（H18.10～住民票・印鑑）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
現在、カード保有者11万7千枚のうち、自動交付機を利用できないカード保有者は5万7千枚もあるため、当面の利用拡大に向けて、期間を定めて、集中的に区報、ホームページ、チラシ等で宣伝する。	自動交付機を利用できるカードが普及することにより、窓口が閉まっている時間帯でも住民票・印鑑証明書が取得可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	平日・昼間に来庁できない区民のために行っているものであり、必要性は高い。

（状況）
 ・平成17年一定 「自動交付機の設置場所等、さらに工夫すべき点について」

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	住民基本台帳ネットワークシステム	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	篠原 啓輔	内線	2362
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	住民基本台帳ネットワークシステム(11-78-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠法令等	住民基本台帳法・同施行規則、荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	<p>居住関係を公証する全国区市町村の住民基本台帳をネットワーク化することにより、住民票コードを基に、区市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務を処理するほか、法律等で定められた行政機関等に対して本人確認情報（氏名・住所・性別・生年月日）を提供する。あわせて、区民からの申請に基づいて住民基本台帳カードを発行し、カードを活用して区独自の多目的利用サービスを提供する。</p> <p>これにより、「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化」、「電子政府・電子自治体の基盤の整備」を図ることを目的とする。</p>				
対象者等	区民等（外国人除く）				
内容	<p>(1)住民票コードの付番 (2)都知事への本人確認情報の通知 (3)法令等で定める行政機関等への本人確認情報の提供 (4)転入通知情報の送受信 (5)住民票の写しの広域交付 (6)転出入手続の特例処理 (7)住民基本台帳カードの交付・多目的利用</p>				
経過	<p>平成11年8月18日 改正住民基本台帳法公布 平成13年度 コミュニケーションサーバの整備及び既存住記システムの改修 平成14年8月5日 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼動 （住民票コード付番、行政機関等に対する本人確認情報の提供開始） 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム本稼動 （住民票の写しの広域交付・転出入手続の特例処理・住民基本台帳カードの交付・転入通知情報の送受信、住民基本台帳カードを活用した図書館の図書の貸出し等のサービスの開始） 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービス・申請書自動作成サービスの開始 平成17年2月10日 住民基本台帳カードを活用した電子マネーサービス（荒川遊園）の開始</p>				
必要性	住民基本台帳法に定められた制度で、今後の電子政府・電子自治体を支える必要不可欠な制度である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・賃貸借契約（住民基本台帳カード発行システム及びCS業務端末） 平成16年度～19年度契約金額 7,728,000円				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	12,696	41,030	20,356	13,041	12,993	8,579
	決算額（20年度は見込み）	12,679	30,446	14,325	12,448	12,887	7,906	
	人件費				5,171	1,708	3,416	
	【事務分担量】（%）				60	20	40	
	合計（+）	12,679	30,446	14,325	17,619	14,595	11,322	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	0	647	590	546	697	1,152	800
	一般財源	12,679	29,799	13,735	17,073	13,898	10,170	-800
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	住民基本台帳カード発行枚数		1,417	1,288	1,265	1,533	2,463	

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	戸籍システムの導入	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	坂野 春起	内線	2354
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	戸籍システムの導入(11-42-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	法の適用に関する通則法、国籍法、民法、戸籍法・同施行規則、地方自治法、墓地埋葬等に関する法律、住民基本台帳法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	窓口サービス等の充実[14-02]			
目的	戸籍事務の迅速かつ正確な処理による住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、コンピュータによる新たなシステムを導入する。				
対象者等	(1)根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2)戸籍の謄抄本等の請求者				
内容	(1)行政サービスの向上 ・ 戸籍作成時間の短縮 ・ 証明書交付時間の短縮 ・ 区民事務所取扱証明書類の作成 ・ 戸籍記載形式の変更による平易化 (2)戸籍事務の効率化による職員適正配置・相談機能の充実 (3)戸籍関係書類の保管場所の縮小による快適な待合スペースの確保 (4)電子政府・電子自治体への対応				
経過	平成6年12月1日 戸籍法および住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行 平成17年9月15日 政策会議（戸籍事務コンピュータ化の実施について） 平成17年9月20日 戸籍情報システムの導入計画作成 平成18年5月8日 政策会議・戸籍事務コンピュータ化の実施について（5月10日 庁議報告） 平成18年6月7日 福祉・区民生活委員会（戸籍事務コンピュータ化の実施について） 平成18年6月9日 第1回戸籍事務コンピュータ化委託事業者検討委員会開催 平成18年6月20日 個人情報保護審議会（戸籍システムの新規開発等について諮問） 平成18年6月29日～11月13日 第2回～第5回戸籍事務コンピュータ化委託事業者検討委員会開催 平成19年1月15日 政策会議・委託事業者の選定結果について（1月19日 庁議報告） 平成19年1月22日 議会報告（福祉・区民生活委員会）『委託事業者の選定結果について』 平成19年2月20日 富士ゼロックスシステムサービス㈱と契約 平成19年2月22日 東京法務局に戸籍の改製作業着手報告 平成19年2月24・25日 現在戸籍・附票マイクロフィルム撮影 平成20年1月13日 告知書発送 平成20年2月16日 改正（2月18日 現在戸籍システム稼働） 平成20年2月22日 東京法務局に改製報告 平成20年4月1日 届書入力委託開始、除・改製原戸籍マイクロフィルム撮影開始 平成20年5月30日 除・改製原戸籍マイクロフィルム撮影終了				
必要性	他の2区においても、戸籍のコンピュータ化を実施しており（開発中を含む）住民サービスの向上及び事務の効率化のため、当区においても早急に行う必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 戸籍事務コンピュータ化委託 256,116,495円（H18～20 393,997,917円）富士ゼロックスシステムサービス 戸籍システムリース 2,468,046円（H19～23 81,105,150円）富士ゼロックスシステムサービス				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移	予算額	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		決算額（20年度は見込み）					31,772	274,615
	人件費					27,806	268,144	
	【事務分担量】（%）					15,884	8,540	
	合計（+）	0	0	0	0	43,690	276,684	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	43,690	276,684	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	時間外勤務手当	セットアップ等準備作業	651	セットアップ等準備作業	1,240	セットアップ等準備作業	763
一般賃金			臨時職員賃金	521	臨時職員賃金	1,613	
報償費	委託業者選定委員会専門委員報酬	99					
職員旅費	開発業者の視察	17					
特別旅費	委託業者選定委員会専門委員旅費	8					
一般需用費	消耗品一式	25	改ざん防止用紙	241	改ざん防止用紙	1,050	
役務費			戸籍公用請求等郵送料	833			
委託料	戸籍事務コンピュータ化委託	27,008	戸籍事務コンピュータ化委託	262,842	戸籍事務コンピュータ化委託	142,947	
使用料及び賃借料			戸籍システム賃借料	2,468	戸籍システム賃借料	18,548	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	戸籍の編製に要する日数	7日	7日	5日		2～3日	届出書受付から証明書が発行できるまでの日数（20年2月のシステム稼動によって短縮）
	証明書の発行に要する時間	12分	12分	10分	10分	5分	過去に遡る戸籍、受理証明書等の複雑な証明書を含めた平均値 20年10月に除籍・改製原戸籍システムが稼動することにより大幅に短縮される。

（問題点・課題）	<p><戸籍システム導入の進捗管理> 現在戸籍システムは予定通り稼動し、20年10月稼動予定の除改システムの準備を進めている。20年4月から5月にかけて改製原戸籍等のマイクロフィルム撮影を行い、疑義が発生したものについて調査を行っているところである。計画通り作業が進んでおり、今後も稼動に向けて計画通りに作業を行う。</p> <p><事務処理方法等の検討> 届出受付の事務処理については、20年2月の現在戸籍システム稼動にあわせて大幅に変更した。また、4月から事務処理を変更して入力を委託し、戸籍編成に要する日数を短縮した。今後は、より効率的な人員の配置並びに事務処理方法等について検討していく。</p> <p>証明発行の事務処理については、除改システム稼動までは手作業と並行するが、10月からはコンピュータ出力に一本化されるので、効率的な人員及び機器類の配置並びに事務処理方法について検討していく。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区 未実施 区 ）</p> <p><戸籍事務電算化実施区... 19区> 台東・豊島・新宿・中野・足立・大田・千代田・江東・練馬・江戸川・渋谷・品川・港・葛飾・板橋・世田谷・中央 19年度実施区 目黒（6月）北（11月）</p> <p><戸籍事務電算化未実施区... 3区（開発中を含む）> 墨田（20実施予定） 杉並（20年度実施予定） 文京（20年度実施予定）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
20年10月の除改システム稼動に向けて、計画どおりに作業を進めていく。	計画どおりに除改システムを稼動させる。
除改システム導入後の事務室内部のレイアウト及び事務処理方法について、検討していく。	除改システム導入後の新たな環境に、スムーズに移行する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	他の22区においても、戸籍のコンピュータ化を実施しており（開発中を含む）住民サービスの向上及び事務の効率化のため、当区においても早急に行う必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--